

株式会社ダイセック 一般事業主行動計画
【女性活躍推進法・次世代育成支援法 一体型】

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年 4月 1日～ 2027年 3月 31日までの 3年間

2. 内容

目標1：育児休業等の制度についての有期契約労働者向けの社内案内サイトを作成し、有期契約労働者および管理職に公開し、制度の周知を図る。

<対策>

- 2024年10月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 2025年度～ 制度に関する案内サイト作成・公開、有期契約労働者や管理職を対象とした研修などによる全社員への周知
- コロナ禍におけるテレワークにより見えた課題により、テレワーク対象が Assistant Manager 以上となっているため、これを拡張するため、社内教育ならびにコミュニケーション法を見直す

目標2：有期契約労働者を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

2024年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する

2024年4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する

2024年10月～ 社内案内サイトなどでキャンペーンを行う